

飼養豚に対する豚コレラワクチン接種に係る補正予算案について

1 経緯

- 平成30年9月、岐阜県において国内では26年ぶりとなる豚コレラが発生し、その後平成31年2月以降、他県へ拡大し、いまだ終息が見えない状況。
- そのような中、先般、国から地域限定による飼養豚へのワクチン接種を認める「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」の改訂案が示された。感染リスクの高い本県は、ワクチン接種推奨地域に設定される見込み。
- 改訂案では、生きた豚等の移動制限は課せられるものの、豚肉およびその加工品における制限はなく、従来どおり全国流通が可能となる見込みであることから、養豚農家と意見交換を行い、意向をしっかりと聞いたうえで、飼養豚へのワクチン接種の方針を固めたところ。
- 今後、10月中旬頃、新たな防疫指針が施行されれば、知事の判断により法に基づく飼養豚へのワクチン接種を命ずることとなり、県がワクチン接種プログラムを作成し、国の確認を受け、体制を整えた後、10月下旬を目途に獣医師である家畜防疫員による接種を開始する予定。

2 接種頭数

令和元年度 8,470頭

初回接種対象頭数 4,000頭 (10月末～11月上旬)

2回目以降接種対象頭数 4,470頭 (11月中旬～3月)

※子豚：1回接種 繁殖豚：1年に1回接種

<参考>

養豚農家 : 5戸 約4,000頭

小規模(愛がん等): 7戸 約30頭

3 補正予算の追加

飼養豚へのワクチン接種に経費が必要となることから、以下の予算対応を行う。

補正予算額 3,999千円

(経費内訳)

需用費 2,817千円 ワクチン(8,470頭分)、注射針、衛生資材、抗体検査費用等

人件費 1,182千円 臨時職員(獣医師)1名分

(財源内訳)

国庫1,444千円、手数料1,694千円、一般財源861千円

4 今後のスケジュール

10月中旬 国指針改訂
指針改定後 県ワクチン接種プログラム作成
国の確認、県の公示
10月末～11月上旬 飼養豚への初回接種を実施
11月中旬～ 2回目以降接種を実施

※令和2年度以降、年間1万頭規模で実施予定

(参考：総務・企画常任委員会)

5 使用料および手数料条例の改正

豚コレラのワクチン接種に係る手数料を設定するため、使用料および手数料条例を改正する。

手数料（豚コレラ予防注射） 1頭1回につき 200 円